オンライン資格確認の概要等について

- 1. 医療機関等が行うオンライン資格確認に関する申請と導入準備の流れ
- 2. 医療機関・薬局への補助(「加速化プラン」を踏まえた追加的な財政補助について)
- 3. ポータルサイトのご案内

参考:オンライン資格確認とは ~ 資格確認は保険制度の基本 ~



1. 医療機関等が行うオンライン資格確認に関する申請と導入準備の流れ

ポータルサイト アカウント登録

申請や各種情報提供 に使用される ポータルサイトの アカウント登録を 実施



支払基金へ行う申請の流れ

導入前

導入後

顔認証付き カードリーダー 申込

無償提供される 顔認証付き カードリーダーを 申込



利用申請と 電子証明書発行申請

オンライン資格確認等システムを 利用するための利用申請と、 電子証明書の発行申請を実施





補助金の申請

オンライン 資格確認の導入に係 る補助金申請(必要 な各種書類準備含 む)を実施



令和3年3月に開始する場合のスケジュール

7月~

8~9月

9~12月

令和3年3月 オンライン資格 確認開始

システムベンダと行う導入準備の流れ

端末・システム・ネットワークの設定・準備

運用テスト

まずは、「オンライン資格確認を導入する場合の費用」をレセプトコンピュータのシステムベンダへお問合せ下さい

システムベンダと必要な資格確認端末の準備や、 必要なネットワークの改修、レセプトコン ピュータの改修などを実施 システムベンダと 接続テストを実施

- ●令和3年3月からオンライン資格確認を実施するためのスケジュールは上記のとおり(必ずこの時期にこれをやらなければならない、というものではない)
- ●オンライン資格確認導入に当たっての費用を事前に把握いただいた上で進めることが重要(顔認証付きカードリーダーの提供を受けたのち、途中で導入を取りやめた場合、費用相当額の清算が生じる)
- ●顔認証付きカードリーダーの製造状況などにより、期間の伸縮の可能性がある
- ●まずはレセコンのシステムベンダへ、新たに購入すべきものやシステム改修に要する費用等の確認が必要
- ●オンライン資格確認導入に当たっての支払基金への申請の流れは、1顔認証付きカードリーダー申込、2オンライン資格確認利用申請、3電子証明書発行申請、4事業完了後、補助金の申請、となる
- ●申請、手続きについては、すべて医療機関等向けポータルサイトにて行うことができる

2. 医療機関・薬局への補助(「加速化プラン」を踏まえた追加的な財政補助について)

- マイナンバーカードも保険証として使えるようにする「オンライン資格確認等システム」の仕組みについては令和3年3月の開始時点で6割程度の医療機関・薬局において導入していただくことを目指している。
- コロナ禍により医療機関等の経営状況に影響が及んでいる状況下でも、できるだけ早期に、多くの医療機関・薬局で導入していただくため、「令和3年3月までに顔認証付きカードリーダーの申込を行った医療機関・薬局」に限定して、構築に要した費用について一定の補助上限まで定額補助を行うこととする。

【見直し前】



- ※ その他の費用:①オンライン資格確認の導入に必要となる資格確認端末(パソコン)の購入・導入、②ネットワーク環境の整備、
- ③レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修 等
- ※ 消費税分(10%)も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額。

- ●顔認証付きカードリーダーは無償提供、資格確認端末やシステム改修に対する補助は補助金
- ●補助金は事後申請で1回のみ
- ●顔認証付きカードリーダー申請、補助金申請ともにポータルサイトにて申請

3. ポータルサイトのご案内

オンライン資格確認に参加するかどうかまだ決めていない方も、まずは<u>ポータルサイトへの登録</u>を お願いします。

最新の情報をお届けすることができます。また、このポータルサイトで**必要な手続き**を行うことが 出来ます。

(※)書面で申請された方もポータルサイトへの登録が便利です。必要な情報が受け取れるようになります! (二重申し込みになることはありません)



アカウント登録でできること

- 最新情報をメールでお知らせ
- ・顔認証付きカードリーダー申込
- ・オンライン資格確認利用申請
- ·補助金申請

https://www.iryohokenjyohoportalsite.jp/

オンライン資格確認

お問合せ先:医療情報化支援基金 contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp

☎ 0800-8007121 (通話無料)

平日9:00~17:00

※ お電話でのお問合せは、混み合うことがございます。 メールでのお問合せを推奨します。

検索

参考

- 1 オンライン資格確認とは ~ 資格確認は保険制度の基本 ~
- 2 医療機関・薬局で変わること
- 3 メリット
 - (1) 保険証の入力の手間削減
 - (2) 資格過誤によるレセプト返戻の作業削減
 - (3) 来院・来局前に事前確認できる一括照会
 - (4) 限度額適用認定証等の連携
 - (5) 薬剤情報・特定健診情報の閲覧
 - (6) 災害時における薬剤情報・特定健診情報の閲覧
- 4 Q&A
- 5 オンライン資格確認の端末等のオンライン請求への利用

参考1. オンライン資格確認とは ~ 資格確認は保険制度の基本 ~

オンライン資格確認では、マイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号番号等により、オンラインで資格情 報の確認ができます。 患者 支払基金 ·国保中央会 顔認証付き カードリーダー OR 目視 マイナンバーカードを 顔認証による本人確認 カードリーダーに置く OR 患者の 力 オンライン資格確認等 資格情報を取得・ マイナンバーカード システム 取込 暗証番号(4桁)によ 又は る本人確認 健康保険証 健康保険証 健康保険証の を提示 健康保険証

【ポイント】

- ●令和3年3月より運用を開始するオンライン資格確認はマイナンバーカードまたは健康保険証の2通りで資格情報の確認を行う
- ●マイナンバーカードの場合は、顔認証付カードリーダーあるいは目視による顔認証により本人確認を行うか、または暗証番号(4桁)により本人確認を行うことで資格情報を取得する

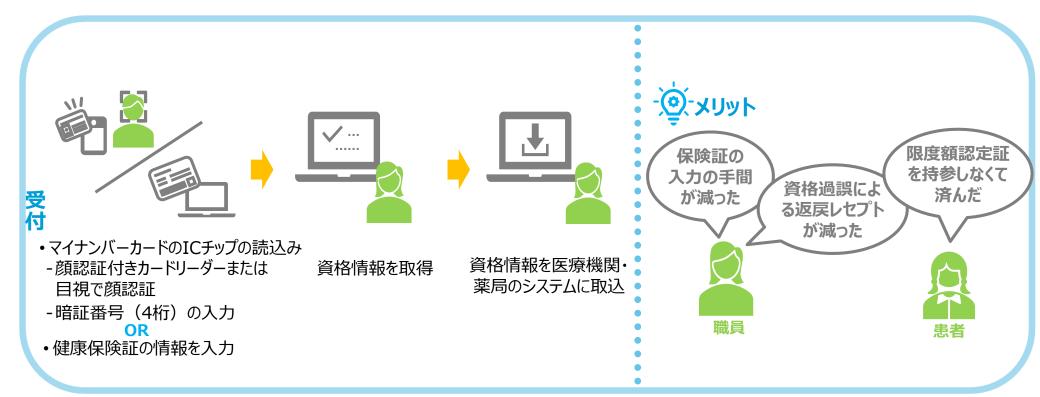
記号番号等を入力

- ●健康保険証の場合は、保険者番号、被保険者証記号、番号、(枝番※)及び生年月日を入力することで資格情報を取得する ※被保険者証枝番とは被保険者番号を個人単位とするための2桁の番号
- ●マイナンバーカードはICチップに格納された利用者証明用電子証明書を利用するため、マイナンバー(12桁の番号)を取り扱うことはない

参考2. 医療機関・薬局で変わること①

資格の確認を確実に行うことは、保険制度の基本です。オンラインで資格を確認することにより、医療機関・薬局の窓口で、**直ちに資格確認が出来るようになります**。

保険診療を受けることが出来る患者かどうかを即時に確認することが可能となり、レセプトの返戻も減ります。また、窓口の入力の手間が減ります。



※ 資格確認の対象となる証類は、健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証等の保険者がシステム管理している証類です。自治体が管理している公費負担・地方単独事業に伴う証類は令和3年3月時点では対象にならず、引き続き検討することとしています。

- ●医療機関及び薬局はオンライン資格確認を導入することにより、最新の資格情報が取得可能となるため、資格過誤によるレセプトの返戻が減少する
- ●レセプトの返戻が減少することにより、医療機関、薬局においてその作業に掛かっていた業務負担が軽減する

参考2. 医療機関・薬局で変わること②

常時、支払基金・国保中央会とオンラインで接続されるため、**支払基金・国保中央会の情報を医療機関・薬局に** 提供することが出来るようになります。

診療・投薬 薬剤情報/特定健診

薬剤情報/特定健診情報の閲覧について、患者の同意の有無をマイナンバーカードを用いて確認



医師・歯科医師・薬剤師 等の有資格者が薬剤情 報/特定健診情報を閲覧



薬剤情報/特定健診情報を踏まえた診療・投薬



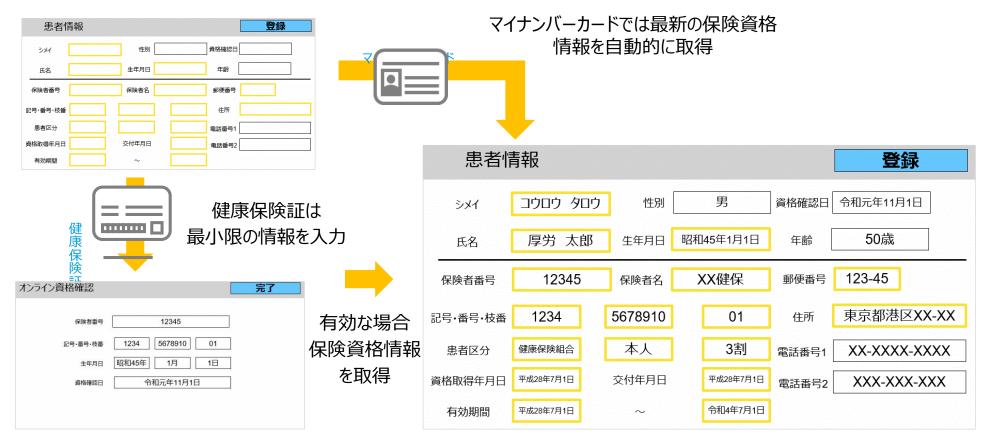
- ※薬剤情報は、レセプトから抽出された情報となります。
- ※特定健診情報は、医療機関(病院・診療所)のみ閲覧可能となります。

- ●常時、支払基金・国保中央会とオンラインで接続されるため、支払基金・国保中央会から取得した薬剤情報及び特定健診情報を医療機関・薬局に提供することが可能となる
- ullet 薬剤情報及び特定健診情報は、閲覧の同意の有無をマイナンバーカードを用いて確認する
- ●医師、歯科医師及び薬剤師等の有資格者のみ閲覧を可能としている
- ●特定健診情報は医療機関のみ閲覧可能である

参考3. メリット:保険証の入力の手間削減

今までは受付で健康保険証を受け取り、保険証記号番号、氏名、生年月日、住所等を医療機関システムに入力する必要がありました。

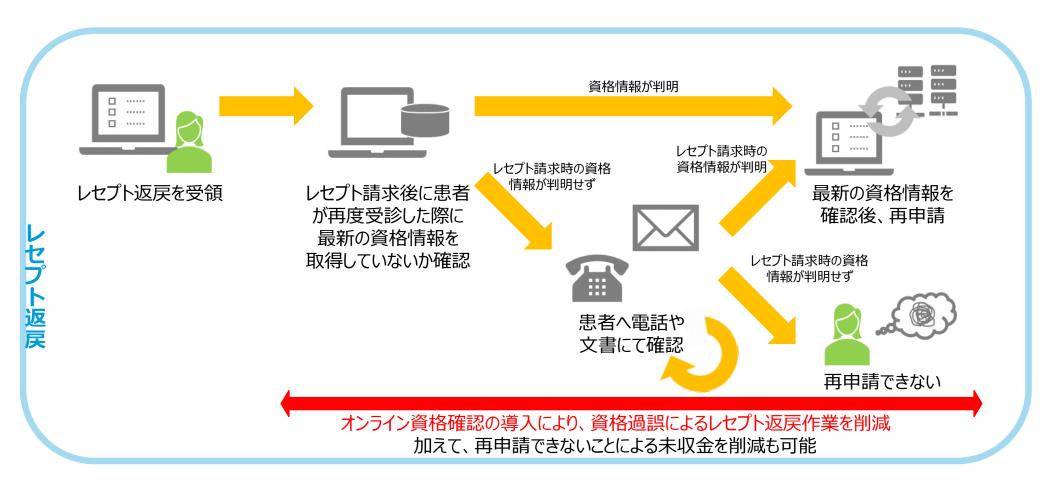
オンライン資格確認を導入いただければ、マイナンバーカードでは**最新の保険資格を自動的に医療機関システムで取り 込むことができます**。保険証でも、最小限の入力は必要ですが、有効であれば同様に資格情報を取り込むことができます。



- ●マイナンバーカードによる資格確認では最新の資格情報を自動的に取得し、医療機関システムに取り込むことが可能である
- ●健康保険証の場合も最小限の項目(保険者番号、被保険者証記号、番号、(枝番)及び生年月日)を入力することで資格情報を取得できる

参考3. メリット: 資格過誤によるレセプト返戻の作業削減

オンライン資格確認を導入いただければ、患者の保険資格がその場で確認できるようになるため、<u>資格過誤によるレセプ</u>ト返戻が減り、窓口業務が削減されます。



- ●患者の保険資格がその場で確認できることから、資格過誤によるレセプトの返戻が減るため、窓口の業務が削減する
- ●これまでは、資格過誤によりレセプトが返戻された場合、患者が再度受診した際、最新の資格情報を取得していないか確認したり、必要に応じて患者へ電話や文書により確認するなど、 大きな負担になっており、レセプト請求時の資格情報が判明しない場合は、再申請できないこともあった
- ●オンライン資格確認の導入により、資格過誤によるレセプトの返戻作業が削減する
- ●再申請できないことによる未収金も削減可能である

参考3. メリット:来院・来局前に事前確認できる一括照会

一括照会では、事前に予約されている患者等の保険資格が有効か、保険情報が変わっていないかを把握することができます。なお、確認した保険資格が資格喪失等により無効である場合、受付時に資格確認を行う必要があります。

<一括照会リストイメージ>



照会したい患者の リストを作成

		く 10点去リスト・「メーノン					
#	患者氏名	個人單	並位被保険者	番号	住所		
		記号	番号	枝番	11171		
1	オン資 二郎	0001	111111	01	東京都港区xx-x		
2	厚労 太郎	0002	222222	01	東京都板橋区x-x		
3	番号 花子	0003	333333	01	東京都調布市x-xx		
99	資格 春子	0099	999999	02	東京都新宿区x-xx		
100	厚生 夏美	0100	101010	01	東京都江東区xx-x		

<一括照会結果イメージ>

健康保険証の
記号番号等で照会

※エラー:必須項目(個人単位被保険者番号

等)に入力誤りがある場合等

※無効:保険資格の有効期限切れにより失効し

ている場合等

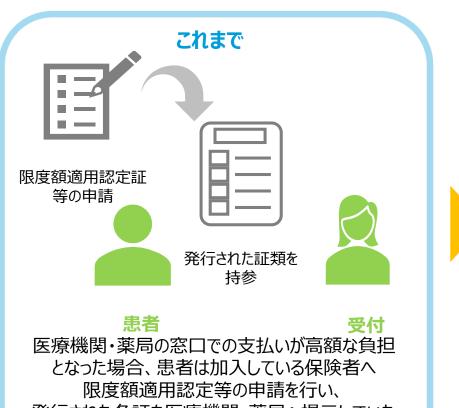
#	患者氏名	個人単	位被保険者	番号	住所	資格確認結果		
	芯日以石	記号	番号	枝番	1年7月			
1	オン資 二郎	0001	111111	01	東京都港区xx-x	有効		
2	厚労 太郎	0002	222222	01	東京都板橋区x-x	有効		
3	番号 花子	0003	333333	01	東京都調布市x-xx	エラー ※		
	•••				•••	•••		
99	資格 春子	0099	999999	02	東京都新宿区x-xx	有効		
100	厚生 夏美	0100	101010	01	東京都江東区xx-x	無効 ※		

- ●来院・来局の前に資格確認を一括照会することができる
- ●事前に予約分の患者の資格が有効であるか無効であるかを照会し、確認の結果、エラーや無効となった場合は、来院時に資格確認が必要な方を受付に誘導することで事務負担の軽減に繋がる

参考3. メリット: 限度額適用認定証等の連携

これまで限度額適用認定証等は加入者(患者)が保険者へ必要となった際に申請を行わなければ、発行されませ んでした。

オンライン資格確認を導入いただければ、加入者(患者)から保険者への申請がなくても、限度額情報を取得でき 、加入者(患者) は限度額以上の医療費を窓口で支払う必要がなくなります。



発行された各証を医療機関・薬局へ提示していた

オンライン資格確認導入後 オンライン資格確認 等システム 同意確認後 オンライン資格確認等 システムより取得

申請に依らず、患者本人から情報閲覧の同意を

得た場合、限度額適用認定証等の情報を取得できる

- 。者(患者)から保険者への申請がなくても、限度額情報が取得可能である

参考3. メリット:薬剤情報・特定健診情報の閲覧①

オンライン資格確認を導入いただければ、**患者の薬剤情報・特定健診情報を閲覧**することができます。患者の意思を マイナンバーカードで確認した上で、**有資格者等(薬剤情報は医師、歯科医師、薬剤師等。特定健診情報は医師、** 歯科医師等)が閲覧します。

※ 特定健診情報は令和3年3月から、薬剤情報は令和3年10月から閲覧可能

<閲覧イメージ>



薬剤情報/特定健診情報の閲覧について、患者の同意の有無をマイナンバーカードを用いて確認

医師・歯科医師・薬剤師 等の有資格者が薬剤情 報/特定健診情報を閲覧



有資格者等とは

医師・歯科医師・薬剤師等のことを指している。また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」より、医療機関・薬局にて有資格者等の識別を行い、アクセス権限の管理を行うこととされている。

	薬剤	小情	報								
氏名			厚労太郎		性別 男		年齢 50歳				
診療月	入/外/調剤	処方 日	処方箋の 調剤日		特別指示	内服/屯服/外用/ 注射	薬剤名(商品名)	薬剤名(一般名)		数量	回数
10月	外来	5⊟	-	-	-	内服	ガスターD錠20mg ファモチジン錠			2錠	7
10月	外来	5日	-	-	-	内服	プロプレス錠12 12mg	カンデサルタンシレキセチル錠		1錠	7
10月	外来	5⊟	-	-	- 33	外用	リンデロン-VG軟膏0.12%	ベタメタゾン吉草酸エステル・ゲンタマイシン硫酸 塩軟膏		5 g	1
10月	外来	5⊟	-		-31	注射	アリナミンF10注	フルスルチアミン塩酸塩注射液		1管	1
10月	調剤	6⊟	6⊟	1日1回朝食 後	-	内服	アーチスト錠10mg	カルベジロール錠		1錠	2:
10月	調剤	6⊟	6⊟	-	痛みが強い 際は1日2 錠	屯服	ロキソプロフェンNa錠60mg	ロキソプロフェンナトリウム水和物錠		23翁	
10月	調剤	18日	18日	1日3回食後	-	内服	ニフェジビンカブセル10mg	ニフェジビンカプセル		3カフセル	23
10月	調剤	30日	30⊟	1日1回夕食 後	-	内服	エースコール錠2m g	テモカプリル塩酸塩鉱	ŧ	1錠	23
11月	入院	5⊟	-	-	-	内服	リンラキサー錠250m a	クロルフェネシンカルノ	「ミン酸エステル錠	2錠	1

薬剤情報:レセプト情報を元にした3年分の情報が参照可能



- 閲覧は有資格者等(薬剤情報は医師、歯科医師、薬剤師等。特定健診情報は医師、歯科医師等)が行うこととしている
- ●薬剤情報はレセプト情報を元に3年分、特定健診情報は医療保険者等が登録した情報を5年分、参照が可能である

参考3. メリット: 薬剤情報・特定健診情報の閲覧②

顔認証付きカードリーダーを用いて「同意の取得」を行います。

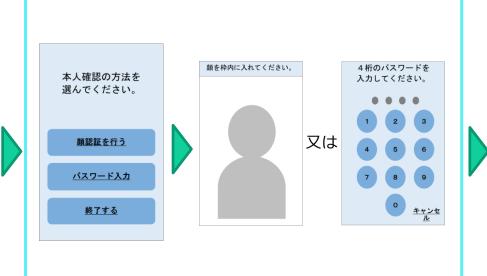
<ディスプレイの画面遷移>

カードの準備

患者の本人確認と資格確認の手続き

同意の確認手続き

マイナンバーカードを 置いてください。



顔認証又は4桁の暗証番号を選択し認証

過去のお薬情報や、過去の特定健診(メタボ健診)情報の閲覧に同意しますか。
この情報はあなたの健康管理のために使用します。

同意する

薬剤情報・特定健診情報を 医師等が閲覧する事への同 意の確認

※ 限度額情報を提供する場合には、次にその同意画面が表示されます。

※ 汎用カードリーダーの場合は、書面で同意をとります。

【ポイント】

●薬剤情報及び特定健診情報の閲覧、限度額情報の提供についての患者の同意は顔認証付きカードリーダーを用いて受付時に行う

参考3. メリット: 災害時における薬剤情報・特定健診情報の閲覧

通常時は、薬剤情報・特定健診情報を閲覧するには、本人がマイナンバーカードによる本人確認をした上で同意した場合に限られます。

災害時は、特別措置として、**マイナンバーカードによる本人確認ができなくても、薬剤情報・特定健診情報の閲覧** <u>ができます</u>。



【ポイント】

範囲及び期間を定める

●災害時は、特別措置として、マイナンバーカードによる本人確認ができなくても、薬剤情報・特定健診情報の閲覧が可能である

<1. オンライン資格確認とは>

Question

Answer

Q. オンライン資格確認を導入したら、患者はマイナンバーカードがないと受診できないのですか?

A.健康保険証でも受診できます。

薬剤情報等を踏まえた診療を受けたい患者はマイナンバーカードが必要です。

Q. 医療機関・薬局では患者のマイナンバー(12桁の番号)を取り扱うのですか?

A. 医療機関・薬局において**患者のマイナンバー(12桁の番号)を 取り扱うことはありません**。

オンライン資格確認では、**マイナンバーではなく、マイナンバーカードの ICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用**します。

- Q. 医療機関・薬局内のレセプト コンピュータ等の情報を支払基金 ・国保中央会が閲覧できるように なるのですか?
- A.オンライン資格確認は、**支払基金・国保中央会から資格情報等を** 提供する仕組みです。

支払基金・国保中央会が、医療機関・薬局の診療情報等を閲覧したり、取得することはできません。

<1. オンライン資格確認とは>

Question

Answer

Q. オンライン資格確認は必ず 導入しなければいけませんか? A.<u>資格の確認を確実に行うことは保険制度の基本です。</u> また、<u>レセプト返戻の削減、事務の効率化、薬剤情報等の閲覧、</u> 災害への備えとして導入をご検討ください。

今後、マイナンバーカードを健康保険証として持参する患者が増えますので、全ての患者が診療等を受けられるよう導入の検討をお願いします。

Q. 患者はマイナンバーカードを持っていればすぐに健康保険証として利用できるのでしょうか?

A.マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、**あらかじめ 患者がマイナポータルで保険証利用の申込をすることが必要**です。 なお、保険証利用の申込をしていない患者が受診した場合には、**医 療機関・薬局の窓口において、顔認証付きカードリーダーで簡単に 保険証の利用登録ができます**。

< 2. 医療機関・薬局で変わること>

Question

Answer

Q. マイナンバーカードの取扱いで 気をつけるべきことはありますか? A.医療機関・薬局の窓口では**マイナンバーカードは預かりません**。 患者においては、**顔認証付きカードリーダーの場合はカードリーダー に置いていただく**、汎用カードリーダーの場合はカードリーダーにかざす とともに受付職員に見せていただきます。

Q. 患者がマイナンバーカードを忘れ たらどのようにしたらよいですか? A. 現行の健康保険証を忘れた場合の取り扱いと同様になります。 もし、患者が健康保険証を持参していれば、健康保険証による オンライン資格確認を実施してください。

Q.医療機関・薬局でマイナンバーカードが健康保険証として使えることを、どのように患者さんに伝えたらよいですか?

A.マイナンバーカードでのオンライン資格確認が利用できることの ポスター等を準備し、医療機関・薬局に送付させていただきます。

く3. 利用開始に向けてご対応いただきたいこと/必要な費用目安>

Question Answer

- Q.オンライン資格確認を開始するためには、何をすれば良いですか?
- A. 支払基金ポータルサイトから、支払基金に利用の申込みをしていた だく必要があります。手続きの内容・方法については、ポータルサイト <u>にアカウント登録</u>いただければ、順次必要なお知らせをします。 併せて、システムベンダ等に改修費用の見積を依頼してください。

- Q. オンライン資格確認のためのシステム改修に関して、補助申請を行う時期はいつ頃ですか?
- A.システム改修後、オンライン資格確認の導入準備が完了した後に、 支払基金に補助申請を行っていただくことになりますので、医療機関・ 薬局における導入作業後である**11月以降**となります。(事前申請で はなく、精算払いとなります。)

- Q. レセプトのオンライン請求を利用 していませんが、オンライン資格確 認を始めることはできますか?
- A.**オンライン請求の回線環境を導入することで、オンライン資格確認を 始めることが可能**です。オンライン資格確認を行うために回線環境の 導入をした場合にも、その回線費用は医療情報化支援基金の補助 対象となります。

参考5:オンライン資格確認の端末等のオンライン請求への利用

- 現時点で、オンライン請求をしていない保険医療機関等がオンライン資格確認の導入をした場合、そのオンライン資格確認端末やネットワーク回線等を利用してオンライン請求を始めることも可能です(補助対象となります。)
- オンライン請求は安心・安全な環境で利用できます。
 - オンライン請求を利用する拠点以外は接続できないネットワーク
 - 電子証明書により認証された端末からのみ利用可能
 - 送信データは暗号化され、接続履歴も厳格に管理
- 保険医療機関等の皆さまの**更なる事務の効率化・負担軽減**につながるよう、オンライン請求への移行について、ご検討をお願いいたします。

